

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度一般国道10号上川東地区電線共同溝工事等の委託に関する契約書
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 内田 豪士 宮崎市大工2丁目39番地
契約締結日	令和 8年 6月19日
契約の相手方の氏名及び住所	NTTインフラネット(株)九州事業部長 津田 俊介
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥78,073,600-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 : 令和8年度一般国道10号上川東地区
電線共同溝詳細設計委託
2. 履行場所 : 宮崎県都城市上川東4丁目5999番1地先～
同県同市上川東2丁目3号10番1地先
3. 随意契約の相手方 : 名称 NTTインフラネット株式会社 九州事業部
住所 福岡県福岡市博多区東比恵2丁目3番7号
電話 092-432-3791
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2者以上の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該業務は、電線共同溝工事のための設計等を行うものである。
 - 2) 当該業務の内容
当該業務は、既存設備を電線共同溝の一部として活用した電線共同溝事業の設計委託監理、業務の実施に関わる調整マネジメント業務等を行うものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
本業務は、既存設備を電線共同溝の一部として活用する事業であるため、「無電柱化事業に伴う電線共同溝工事等に関する協定書」に基づき、事業の的確な業務処理と円滑な遂行を図るものである。

以上のことから、本業務を的確で円滑に履行するためには、NTTインフラネット株式会社九州事業部が唯一の契約相手方と判断するものである。
このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4号3号により、NTTインフラネット株式会社九州事業部と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

宮崎河川国道事務所計画課長